

議案第 20 号

石垣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

石垣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 47 年石垣市条例第 70 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 203 条の 2 第 4 項」を「第 203 条の 2 第 5 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 6 年 2 月 26 日提出

石垣市長 中 山 義 隆

理 由

引用条項の整理に伴い、条例の一部を改正する必要がある。
これが、この条例案を提出する理由である。

石垣市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和47年石垣市条例第70号)の新旧対照表

現行	改正後 (案)
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第4項の規定に基づき、特別職の職員で非常勤のもの(消防団員を除く。以下「特別職の職員」という。)に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第5項の規定に基づき、特別職の職員で非常勤のもの(消防団員を除く。以下「特別職の職員」という。)に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について必要な事項を定めるものとする。</p>